

移住支援金の対象として選定される事業者及び求人

移住者が移住支援金の支給対象となるためには、以下の1に示す要件を満たす事業者による、2に示す要件を満たす求人に応募し、就業する必要がある。

1 事業者に関する要件

以下のすべての要件を満たす法人であることが求められる。

- ①官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。
- ②資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)ではないこと。
- ③みなし大企業¹でないこと(地域経済構造の情勢等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)
- ④本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人(勤務地限定型社員(東京圏のうち条件不利地域以外を勤務地とする場合に限る。)を採用する法人を除く。)ではないこと。
- ⑤雇用保険の適用事業主であること。
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- ⑦暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

2 求人に関する要件

以下の要件を満たす求人であることが求められる。

- ・週20時間以上の無期雇用の求人であること。

¹ 以下のいずれかに該当する法人をいう。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- ※上記項目の資本金10億円以上の法人が「1事業者に関する要件」②で本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。

¹ 次の①～⑤のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村のうち、政令市を除いた市町村及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村を「条件不利地域」とする。

- ①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤小笠原諸島振興開発特別措置法